

議会の動き

令和8年度栗山町議会8月臨時
会議（7月31日召集）、9月定
例会議（8月31日召集）の
議案が審議されました。

議案（8月臨時会議）

財産の取得について

名称 スクールバス 2台
予定価格 6285万7410円

財産の処分について

町有地（宅地） 字旭台
町有地（宅地） 角田

議案（9月定例会議）

令和8年度栗山町一般会計 補正予算（第2号）

歳入歳出予算に、2億3691万6千円を追加し、総額を114億4711万8千円とするもので、主な内容は、減債基金積立金などに係る補正です。

令和8年度北海道介護福祉学校 特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出予算に、36万5千円を追加し、総額を1億3587万2千円とするもので、内容は、教育費の追加に係る補正です。

令和8年度栗山町介護保険 特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出予算に、5533万4千円を追加し、総額を15億1112万4千円とするもので、主な内容は、基金積立金の追加などに係る補正です。

令和8年度栗山町一般会計 補正予算（第3号）

歳入歳出予算に、1355万2千円を追加し、総額を114億6067万円とするもので、主な内容は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業に係る補正です。

栗山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栗山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

栗山町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栗山町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栗山町景観条例の一部を改正する条例

日赤橋樑架換工事の請負契約について

町長及び副町長の給料の特例に関する条例

財産の処分の変更について

町有地（雑種地） 字旭台

認定

▼令和7年度栗山町一般会計・国民健康保険特別会計・北海道介護

福祉学校特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・住宅団地造成事業特別会計・工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定および水道事業会計・水道事業会計の決算の認定

以上9件は、決算審査特別委員会を経て、本会議で認定されました。

同意

固定資産評価審査委員の選任について

（敬称略）

・橋本 克己（南学田）

任期 令和8年10月1日から

令和11年9月30日まで

報告

・令和7年度栗山町健全化判断比率

・令和7年度栗山町資金不足比率

・放棄した債権の報告

・令和7年度栗山町内部統制評価報告

・令和7年度一般財団法人栗山町農業振興公社決算の報告

【お詫び】町民の皆さまへ

町職員の不祥事

準公金の不正使用について

この度、商工観光課で管理する関係団体の会計事務におきまして、同課配属の30代・男性職員による準公金の不正使用が発覚いたしました。

当該職員は、令和7年5月から令和8年6月までの間、自身の債務の返済や生活費への補填を目的に、自身が会計処理を担当する「栗山秋まつり実行委員会」および「栗山町企業等誘致推進協議会」の口座から、無断で引き出しを繰り返して、総額で98万4380円の不正使用を行ったものです。

令和3年8月に発生した公金横領事案を受け、全庁を挙げて再発防止に取り組む中、再びこのような重大な非違行為が発生し、公務に対する町民の皆さまの信頼を大きく損なう事態となったことは誠に

に遺憾の極みであり、町政を預かる者として、本町の信用を失墜させたことに対し深く反省し、町民の皆さまに心よりお詫び申し上げます。

今後、再発防止策の徹底はもとより、役場組織全体が一丸となって適正な事務執行に努め、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

栗山町長 佐々木 学

■事案発覚に至る経緯

本年7月27日(月)、同課主幹が栗山町企業等誘致推進協議会の通帳を確認した際、不明な引き出し(14万円)を発見。当該職員より「他団体で支払うべき請求を誤って引き出した」との説明を受けたため、即座に口座に戻すよう指導

し、7月30日(木)に入金を確認しました。

その後、8月4日(火)に同課課長が栗山秋まつり実行委員会会計の決算監査準備のため通帳を確認したところ、多数の不明な引き出しを発見。本人への事情聴取の結果、2件の不正使用の事実を認め、発覚に至りました。

なお、不正使用された金額については、8月13日(木)までに全額弁済されました。

■事案発生の原因

本事案の原因は、当該職員による非違行為であることはもとより、同課における関係団体会計の入出金管理や通帳・届出印の管理が適正に行われていなかったこと、また、複数人による相互チェック体制が十分に機能していなかったことなどが要因です。

■再発防止に向けた今後の対応

①現金取扱事務等ガイドラインの改訂

「準公金(関係団体会計等)取扱事務」処理基準に、「課所長等は毎月1回以上、通帳と出納簿等の照合・チェックを行う」こと

などを追加し、管理を徹底します。

②全庁的な管理実態の再点検と周知徹底

ガイドラインの遵守状況について再度実態調査を行い、入出金管理・承認、通帳等の保管状況の適正化を図ります。

③内部統制の強化とコンプライアンス研修の継続

職員一人ひとりが奉仕者としての職責を自覚し、厳正に業務を遂行できるよう、指導と研修を徹底します。

■関係職員の処分内容

①処分年月日

令和8年8月21日(金)

②当該職員の処分

商工観光課 主査 懲戒免職

③監督責任者の処分

商工観光課長

減給10%(1カ月)

商工観光課主幹2人

減給10%(1カ月)

■特別職の給料の減額

町長

減給20%(2カ月)

副町長

減給10%(2カ月)